

霧島市公共下水道条例の一部改正について

霧島市公共下水道条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市公共下水道条例の一部を改正する条例

霧島市公共下水道条例（平成17年霧島市条例第282号）の一部を次のように改正する。

第21条の(1) 国分隼人処理区の表中「(1) 国分隼人処理区」を削り、同表一般汚水の部中「350円」を「650円」に、「55円」を「70円」に、「75円」を「90円」に、「85円」を「100円」に、「95円」を「110円」に、「105円」を「120円」に、「115円」を「130円」に、「120円」を「135円」に改め、同条の(2) 牧園処理区の表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めて徴収する使用料のうち、その算定の基礎となる使用期間が施行日前から継続するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

霧島市公共下水道事業について、国分隼人処理区及び高千穂処理区の下水道使用料の統一を行うとともに、独立採算に基づく経営及び将来の投資に係る資金確保のために、適正な下水道使用料の設定が必要であることを踏まえ、当該使用料を改定することから、本条例の所要の改正をしようとするものである。